

みえ障がい者 共生社会づくり プラン

— 2024年度～2026年度 —

概 要 版



令和6（2024）年
三 重 県



1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2021年度～2023年度ー」策定以降における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化等をふまえ、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進するために策定するものです。

2 計画の基本的事項

計画の性格	■ 本県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画
計画の位置づけ	■ 障害者基本法に定める都道府県障害者計画 ■ 障害者総合支援法に定める都道府県障害福祉計画 ■ 児童福祉法に定める都道府県障害児福祉計画 ■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に定める県計画 ■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に定める県計画 ■ 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本指針に基づく都道府県計画
計画の期間	■ 令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間
他の計画との関係	■ 本県の戦略計画である「みえ元気プラン」をふまえて策定するとともに、関連する他の計画との整合を図っています

3 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、
お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

4 計画推進の基本原則

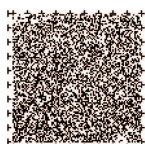
- さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、その全ての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則を次のように定めます。

障がい者の自己決定の尊重と
意思決定の支援

社会的障壁の除去

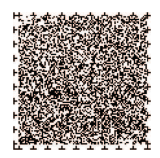
障がい者本位の途切れのない支援

障がいの特性等に応じた
きめ細かい支援



5 施策体系

基本理念	計画推進の基本原則	施策体系
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現</p>	<p>基本原則 1</p> <p>障がいの者の自己決定の尊重と意思決定の支援</p>	<h2>1 多様性を認め合う共生社会づくり</h2> <ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)障がいを理由とする差別の解消の推進 (2)権利擁護のための体制の充実 (3)虐待防止に対する取組の強化 (4)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (5)選挙等における配慮 2 障がいに対する理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1)啓発・広報の推進 (2)福祉教育・人権教育・ボランティア活動の推進 3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり <ul style="list-style-type: none"> (1)情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 (2)バリアフリー観光等社会参加の支援
	<p>基本原則 2</p> <p>社会的障壁の除去</p>	<h2>2 生きがいを実感できる共生社会づくり</h2> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1)指導・支援の充実 (2)専門性の向上 (3)教育環境の充実 2 雇用・就労の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1)一般就労の促進 (2)一般就労が困難な障がい者に対する支援 (3)多様な就労機会の確保 3 スポーツ・芸術文化活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)障がい者スポーツの充実 (2)障がい者の芸術文化活動の充実 (3)視覚障がい者等の読書環境の整備
	<p>基本原則 3</p> <p>障がい者本位の適切な支援</p>	<h2>3 安心を実感できる共生社会づくり</h2> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域移行・地域生活の支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1)地域生活への移行 (2)地域生活支援の充実 (3)相談支援の充実 (4)障がい福祉人材の育成・確保 (5)経済的自立に向けた支援 2 福祉と保健・医療が連携した支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1)障がい児に対する支援の充実 (2)聴覚障がい児の早期発見・早期療育 (3)精神障がい者等への支援 (4)医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援 (5)発達障がい児・者への支援 3 防災・防犯・安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)防災対策の推進 (2)防犯・安全対策の推進
	<p>基本原則 4</p> <p>障がいの特性等に合わせたきめ細かい支援</p>	



1 多様性を認め合う共生社会づくり

【数値目標】

目標項目	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)	目標項目の説明
■ 障害者差別解消支援地域協議会設置率	80%	100%	障害者差別解消法で任意設置とされている県および市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置率
■ アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数	—	100件	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供等に関して事業者・県民等を対象に周知・啓発活動を行った件数
■ 手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員の登録者数	234人	266人	三重県聴覚障害者支援センターにおける手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員の登録者数

1 権利擁護の推進

【施策の基本的な方向】

障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組みます。

また、障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、障がい福祉分野の従事者の権利擁護意識の醸成や市町への支援、事業所に対する啓発・指導等を行います。

さらに、障がい者の選挙権の行使に向けた取組を進めます。

主な取組

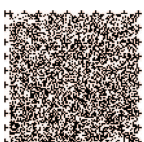
- 障がいを理由とする差別に関する相談への対応
- 障がい者虐待の防止に係る取組強化
- ユニバーサルデザインのまちづくり など

2 障がいに対する理解の促進

【施策の基本的な方向】

障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校において福祉教育や人権教育を進めます。

また、児童生徒等のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。



主な取組

- 障がい者を理由とする差別の解消についての関心と理解を深める啓発の実施
- 合理的配慮に関する優良事例等の収集・情報提供
- 学校教育における福祉体験学習・人権学習の推進
- ボランティア活動・地域福祉活動の推進 など

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

【施策の基本的な方向】

障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、情報アクセシビリティの向上を図り、障がいの状態に応じた活動支援を行うとともに、意思疎通支援の充実を図ります。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しめる環境づくりを進めます。

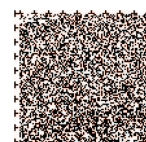
主な取組

- 視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練、点訳奉仕員の養成などの人材育成
- 聴覚障がい者の日常生活に必要な手話通訳者等の養成・派遣
- 身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の育成・貸与
- バリアフリー観光の推進 など

2 生きがいを実感できる共生社会づくり

【数値目標】

目標項目	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)	目標項目の説明
■ 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	756回	➡ 1,000回	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数
■ 民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	59.1%	➡ 63.6%	毎年6月1日現在の県内民間企業(県内に本社がある43.5人以上規模の企業)における障がい者の法定雇用率達成企業の割合
■ 県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	1,880人	➡ 4,200人	県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数



1 特別支援教育の充実

【施策の基本的な方向】

三重県教育ビジョンに基づき、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

主な取組

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことができる、交流および共同学習の推進
- 学校間等で指導に必要な情報を引き継ぐパーソナルファイルの活用促進
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた指導・支援の充実
- 学校施設のバリアフリー化 など

2 雇用・就労の促進

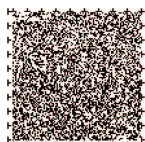
【施策の基本的な方向】

障がい者の一般就労の促進を図るとともに、福祉的就労を支える福祉事業所等に対する支援を充実します。

また、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業分野における障がい者就労の促進を図ります。

主な取組

- 企業等における障がい者の雇用率向上に向けた取組
- 障がい者と共に働くカフェと連携した、障がい者雇用への理解促進の取組
- 福祉的就労における工賃向上に向けた支援
- 農林水産業分野との連携の促進
- 障害者優先調達推進の推進 など



3 スポーツ・芸術文化活動の推進

【施策の基本的な方向】

障がい者スポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

また、障がい者の芸術文化活動に対する支援や、発表する機会の拡充および視覚障がい者等の読書環境の整備に取り組みます。

主な取組

- 県障がい者スポーツ大会等の開催による障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実
- パラスポーツ指導員等の計画的養成、スキルアップ
- 三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおける、芸術文化活動を支援する基盤の整備
- 芸術文化活動を行う障がい者の社会参加の促進
- 視覚障がい者等の読書環境の整備 など

3 安心を実感できる共生社会づくり

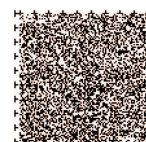
【数値目標】

目標項目	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)	目標項目の説明
■ グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	2,159人	2,480人	居住支援系サービスであるグループホーム(共同生活援助)や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数
■ 医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	174人	300人	県が実施する医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の修了者数
■ 三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)登録員数	98人	200人	三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)に登録された人数

1 地域移行・地域生活の支援の充実

【施策の基本的な方向】

相談支援の充実や支援を行う福祉人材の育成・確保・福祉サービスの充実を図りながら、地域生活への移行を促進するとともに、地域生活の支援を進めます。あわせて、経済的自立に向けた支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。



主な取組

- サービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通じた障がい者本人のエンパワメントの促進
- 相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進
- 地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みの支援
- 社会福祉施設職員等、福祉人材の資質向上支援
- 特別障害者手当、特別児童扶養手当の支給 など

2 福祉と保健・医療が連携した支援の充実

【施策の基本的な方向】

障がいや疾患の早期発見・早期対応および障がい児への適切な支援を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、難病の患者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

主な取組

- 児童相談所における障がいのある児童への相談支援
- 聴覚障がい児の早期発見・早期療育に向けた支援
- 三重県こころの健康センターにおける関係機関への技術指導や専門性の高い相談支援等の実施
- 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うための関係機関の連携強化
- 県立子ども心身発達医療センターにおける発達障がい児等に対する外来診療・入院治療の実施 など

3 防災・防犯・安全対策の推進

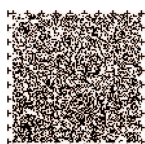
【施策の基本的な方向】

要配慮者が安心して生活できるよう、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。

また、事業所や施設、地域における防犯・安全対策を進め、障がい者が安心して生活できるよう取り組みます。

主な取組

- 福祉避難所の設置や運営マニュアルの策定等の支援
- 大規模災害時における、三重県災害派遣福祉チーム(三重県D WAT)による福祉支援活動の実施
- 障がい児施設における事故防止のための安全対策の推進 など



1 地域生活移行・就労支援等に関する目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

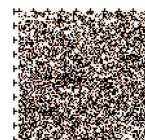
項目	現状（実績） （令和4（2022）年度）	目標 （令和8（2026）年度）
■ 地域生活移行者数 （令和4（2022）年度末時点の施設入所者のうち、令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行する者）	26人	108人 (6.5%)
■ 施設入所者数減少見込 （令和4（2022）年度末時点の施設入所者ー令和8（2026）年度末時点の施設入所者）	47人	90人 (5.4%)

※現状値は令和3年度および4年度、目標値は令和6年度から8年度までの累計値

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	現状（実績） （令和4（2022）年度）	目標 （令和8（2026）年度）	
■ 精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上	1,431人	1,243人
	65歳未満	1,057人	849人
■ 心のサポーター養成研修の修了者数 （※1）	—	800人	
■ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	62.2%	68.9%
	入院後6か月時点	78.5%	84.5%
	入院後1年時点	86.2%	91%
■ 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	39回	48回	

※1の項目の目標値は令和6年度から8年度までの累計値



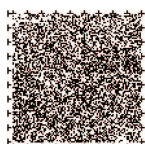
3 地域生活支援の充実

項目	現状（実績） （令和4（2022）年度）	目標 （令和8（2026）年度）
■ 地域生活支援拠点等が整備された市町数	14市町	29市町
■ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討回数	12回	29回
■ 強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握を行った市町数	—	29市町
■ 強度行動障がい者を有する障がい者に係る支援体制の整備を行った市町数	—	29市町

4 福祉施設から一般就労への移行

項目	現状（実績） （令和4（2022）年度）	目標 （令和8（2026）年度）
■ 一般就労移行者数 （令和8（2026）年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数）	152人	325人 （1.63倍）
■ 就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数 （一般就労移行者数の内数）	63人	151人 （1.42倍）
■ 就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 （一般就労移行者数の内数）	51人	103人 （1.69倍）
■ 就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 （一般就労移行者数の内数）	32人	73人 （1.92倍）
■ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の率	—	50%
■ 就労定着支援事業を利用する者の数	—	203人 （1.56倍）
■ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の率	—	25%

※目標欄に記載の1.〇倍は、令和3年度実績に対する比率



5 障がい児支援の提供体制の整備等

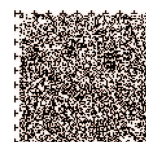
項目	現状（実績） （令和4（2022）年度）	目標 （令和8（2026）年度）
■ 児童発達支援センターの設置市町数	22市町	29市町
■ 保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された市町数	23市町	29市町
■ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町数	15市町	29市町
■ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町数	15市町	29市町

6 相談支援体制の充実・強化等

項目	現状（実績） （令和4（2022）年度）	目標 （令和8（2026）年度）
■ 基幹相談支援センターの設置市町数	16市町	29市町
■ 地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保された市町数	—	29市町
■ 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制が確保された市町数	—	29市町

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	現状（実績） （令和4（2022）年度）	目標（活動指標） （令和8（2026）年度）
■ 障害福祉サービス等に係る研修の実施数	年15研修	年16研修
■ 県が実施する指導監査※の結果を市町と共有する回数 （※指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査）	年1回	年1回



2 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標

種類	実績		活動指標（サービス見込量）		
	（令和5（2023）年10月分）		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
訪問系サービス	居宅介護	37,634時間 2,438人	41,510時間 2,591人	43,269時間 2,684人	45,016時間 2,775人
	重度訪問介護	25,821時間 67人	29,726時間 81人	31,872時間 88人	34,307時間 98人
	同行援護	3,850時間 286人	4,129時間 313人	4,413時間 329人	4,705時間 348人
	行動援護	1,834時間 72人	1,807時間 85人	1,905時間 94人	2,008時間 101人
	重度障害者等包括支援	0単位 0人	21,270単位 2人	21,270単位 2人	23,273単位 3人
日中活動系サービス	生活介護	90,259人日分 4,502人	90,365人日分 4,669人	91,594人日分 4,742人	92,946人日分 4,816人
	自立訓練（機能訓練）	565人日分 31人	925人日分 54人	962人日分 56人	1,020人日分 59人
	自立訓練（生活訓練）	2,135人日分 140人	2,827人日分 189人	3,054人日分 208人	3,272人日分 225人
	就労選択支援	—	—	76人	135人
	就労移行支援	3,934人日分 236人	4,791人日分 293人	5,093人日分 314人	5,448人日分 340人
	就労継続支援（A型）	32,695人日分 1,634人	33,154人日分 1,800人	34,155人日分 1,862人	35,213人日分 1,931人
	就労継続支援（B型）	84,271人日分 4,721人	83,759人日分 4,921人	86,376人日分 5,088人	89,113人日分 5,274人
	就労定着支援	123人	146人	167人	193人
	療養介護	249人	274人	281人	291人
	短期入所（福祉型）	5,922人日分 949人	6,096人日分 1,024人	6,599人日分 1,094人	7,055人日分 1,163人
	短期入所（医療型）	（福祉型に含む）	314人日分 56人	337人日分 59人	372人日分 61人
居住系サービス	自立生活援助	1人	16人	18人	23人
	共同生活援助	2,283人	2,387人	2,510人	2,620人
	施設入所支援	1,652人	1,650人	1,632人	1,606人
相談支援	計画相談支援	3,300人	4,372人	4,575人	4,792人
	地域移行支援	8人	29人	32人	36人
	地域定着支援	4人	37人	40人	43人
障がい児支援のためのサービス	児童発達支援	15,495人日分 2,337人	14,957人日分 2,336人	16,154人日分 2,473人	17,293人日分 2,599人
	放課後等デイサービス	60,130人日分 4,920人	63,880人日分 5,330人	68,666人日分 5,722人	73,619人日分 6,124人
	保育所等訪問支援	565人日分 421人	759人日分 529人	870人日分 590人	993人日分 659人
	居宅訪問型児童発達支援	33人日分 7人	136人日分 21人	151人日分 23人	178人日分 32人
	福祉型障害児入所施設	90人	100人	100人	100人
	医療型障害児入所施設	42人	60人	60人	60人
	障害児相談支援	1,700人	2,444人	2,634人	2,816人
	医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	県	2人	2人	2人
	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	市町又は圏域	26人	40人	43人

活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの



みえ障がい者共生社会づくりプラン —2024年度～2026年度— 概要版

三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地 電話：059-224-2274 FAX：059-228-2085
発行年月：令和6（2024）年4月